

くらしの安全安心だより

発行/佐賀県 くらしの安全安心課・佐賀県消費生活センター (TEL: 0952-25-7059 佐賀市天神三丁目2-11アバンセ3階)

新生活がスタートする春に多い「消費者トラブル」に注意!

春は進学、就職、引っ越しなど新しい生活がスタートする季節です。この時期は、さまざまな消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まります。2022年4月から成年年齢が18歳になりました。親の同意がなく契約ができるようになった18歳・19歳の方は特に、契約については慎重に検討しましょう。

【相談事例】

2年間住んだ賃貸アパートを退去することになった。敷金は返還されると思っていたが、一切戻らず、**壁や床の原状回復費用として敷金を上回る金額を請求**された。

入居時、壁や床は新品ではなかったと思うので納得がいかない。支払う必要があるのか。



2020年4月1日に改正された民法には、借主(入居者)は**通常使用による損耗や経年変化について原状回復義務を負わない**ことが明記されています。

ただし、タバコの臭いやペットによる柱のキズ、引っ越し作業で生じたひっかきキズなど**通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主の負担**となります。

《気を付けたいポイント》

- 契約前に契約書の**重要事項**(敷金、禁止・制限される行為、期間中の修繕、契約の解除、明け渡し時原状回復)をよく読み、**退去時の特約などを確認**しておきましょう。
- 入居時は、できるだけ**貸主側(大家や不動産事業者)と一緒に現状の確認**をしましょう。その際、傷や汚れなど修繕が必要と思われる箇所の写真を撮るなど、**証拠となる記録を残す**ようにしましょう。
- 修繕費用を請求された場合、**内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に十分な説明を求め**ましょう。

【相談事例】

賃貸マンションに入居して間もなく、「**マンション全体**で契約する電気会社が当社に切り替わる」と業者の訪問を受けた。



《気を付けたいポイント》

- 「このマンション全体の契約が切り替わる」と言われたら必ず**管理会社に確認**しましょう。



だまされないちゃん

トラブルになった時は、**消費生活センター**や**消費者ホットライン「188」**などへ相談しましょう。



若者の脱毛エステなどのトラブルに注意！

【相談事例】

SNSでひげ脱毛が月額約1,000円、全身脱毛が約3,000円とうたう広告が表示され、エステ事業者のサイトで予約をした。エステサロンに行くと、ひげや脱毛をしたい部分を選べる約50万円のコースを勧められた。高額だったため、広告掲載のひげ脱毛を受けたいと申し出たところ、「納得のいく脱毛をする場合は、これぐらいの料金がかかる」と言われ、契約した。クレジットの分割払いは36回払いで、分割手数料を含めた支払総額が約60万円だった。大学生のため支払っていくことが難しい。クーリング・オフしたい。



《気を付けたいポイント》

- 脱毛エステの長期間にわたる契約は「解約しなければならないとき」も想定して慎重に行いましょう。
- 長期間の契約が心配なときは都度払いができるコースやエステ店を選択しましょう。
- 必ず契約書面で有償の期間・回数と単価を確認しましょう。
- 「月々〇千円～」は月払い（都度払い）ではなく、クレジットの分割払金かもしれません。支払いが続く期間・回数も意識しましょう。
- 少しでも不安に思った時、トラブルにあった時は最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。

簡単に稼げるという副業に注意！

【相談事例】

- ◆ インターネットで副業を検索したら「1日1万円簡単に稼げる副業」という広告が出てきた。LINEで友達登録し、「初期費用0円できる」と説明を受け、サポート事務局という別のLINEアカウントに誘導された。怪しいと感じ、「副業はやりません」と断ったら、受け取ってもない電子書籍代約2万円を請求された。払わなければ所定の手続きを取るなどと脅しのようなメッセージもある。どうしたらよいか。
- ◆ 簡単に稼げるという広告からマニュアルを購入。「有料プランに入らなければもうからない」と言われ、約60万円のサポートプランを契約。その後事業者と連絡が取れない。

《気を付けたいポイント》

- 「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告やランキングサイトをうのみにしないようにしましょう。
- 作業内容や利益が出る仕組みがよくわからなければ契約しないようにしましょう。

すぐに契約せずに家族や周囲の人、県消費生活センターや消費者ホットライン「188」など近くの相談窓口にご相談ください。



相談内容上位3件		主な内容
1	商品一般	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 注文していない不審な商品が届く ◎ 身に覚えのない料金を請求される不当・架空請求 ◎ 不審な電話・メール
2	金融・保険サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◎ フリーローン・サラ金などの多重債務 ◎ クレジットカードの不正利用や投資詐欺など
3	保健衛生品	<ul style="list-style-type: none"> ◎ インターネット通販での定期購入トラブル (美容液・しわ取りクリーム・育毛剤など)



「注文していない商品が届いた。」という相談が寄せられています。まずは、周囲の人に心当たりがないか尋ねるなど、よく確認しましょう。誰も心当たりがない場合は消費生活センターにご相談ください。

★ 特定商取引法の改正（2021年7月6日施行分）により、**直ちに商品を処分することが可能です。代金支払いの必要もありません。**

令和6年能登半島地震に便乗した詐欺的トラブルにご注意ください



義援金や寄付を集めるという不審な電話・訪問に注意



令和6年能登半島地震により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

【相談事例】

- ◆ 若い男性から携帯電話で「市が能登半島地震の義援金を集めている」という電話があった。休日であったことと携帯電話からであったことから不審に思い「別で義援金を送っている」と返答した。市が義援金の窓口になっているのか。電話で義援金を募ることはあるのか。
- ◆ 「元日に起きた地震の地域に送る品を集めている。今日そちらの地域を回っているので訪問していいか。会社なので支援品を集めて送ることができる」という電話がかかってきたが、怪しいと思って切った。



《 みなさまへのアドバイス 》

- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。万が一、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。
- 公的機関が、各家庭に電話などで義援金を集めることはありません。公的機関を名乗って連絡があった場合には応じず、まずは当該機関に確認しましょう。また、義援金は、募っている団体などの活動状況や用途をよく確認し、納得したうえで寄付しましょう。義援金を口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- 少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター（消費者ホットライン「188」番）や警察に相談してください。

誰もが安全安心に暮らせる佐賀県へ

近年、人々のライフスタイルが大きく変化し、消費活動においてもインターネットショッピングやキャッシュレス化などのデジタル化が浸透してきています。

消費者の利便性が向上する一方で、美容液やサプリメント等の定期購入トラブル、SNS等を利用した詐欺の相談も多く寄せられています。

佐賀県では今後も、関係団体や市町と連携しながら、消費者トラブルの防止と発生時に十分な救済を図れる相談体制を確保し、県民の皆さまが安全安心に暮らせるよう努めてまいります。

佐賀県知事 山口^{よしのり}祥義



困ったときの相談窓口 一人で悩まず早めにお電話ください



◆消費者ホットライン 局番なし「**188**」
お近くの相談窓口につながります



佐賀県消費生活センター

TEL:0952(24)0999 FAX:0952(24)9567

✉:shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

土日祝日(年末年始を除く)も受付

【相談時間】 9:00~17:00 相談無料

※詳細な経緯などをお聞きすることから
終了時刻の30分前までにお電話ください

市町相談窓口一覧

(令和5年4月1日現在)

★各市町の受付時間は相談窓口にご確認ください

相談窓口	電話番号	相談日
佐賀市消費生活センター	0952(40)7087	月~金
唐津市消費生活センター	0955(73)0999	月~金
鳥栖市消費生活センター	0942(85)3800	月~金
多久市 市民生活課	0952(75)6117	月・水・木
伊万里市消費生活センター	0955(23)2136	月~金
武雄市消費生活センター	0954(23)9500	月~金
鹿島市 商工観光課	0954(63)3412	月・金
小城市消費生活センター	0952(72)5667	月・火・水・金
嬉野市 観光商工課	0954(42)3310	火
(塩田庁舎)		木
(嬉野庁舎)		

相談窓口	電話番号	相談日
神崎市 商工観光課	0952(37)0107	火・金
吉野ヶ里町 商工観光課	0952(37)0350	木
基山町 住民課	0942(85)8171	金
上峰町 総務課	0952(52)2181	第2・第4火
みやき町 産業支援課	0942(96)5545	月・水
玄海町 住民課	0955(52)2157	金(4回/月)
有田町 住民環境課	0955(46)2114	火・木
大町町 企画政策課	0952(82)3112	水(2回/月)
江北町 地域振興課	0952(86)5615	火(3回/月)
白石町 商工観光課	0952(84)7123	木(4回/月)
太良町 企画商工課	0954(67)0312	水

消費生活情報は県ホームページでご覧いただけます！！

佐賀県庁ホームページから、「暮らし・子育て」⇒「消費生活・食生活」とお進みください。
トラブル情報やイベントのお知らせ、消費者教育の活動状況などを発信しています！
ぜひ、ご覧ください。

佐賀県 消費生活・食生活 🔍

